

看護婦(師)・家政婦(夫)紹介所長崎県連合会規程

協 定 料 金 表

◆規 程

家政婦(夫)申し込みに際しては 法令により

◎受付手数料 660円

◎紹介手数料として、賃金総額の10.3%を申し受けます

2025年(令和7年)1月1日改定

料 金 表	
時 間	賃 金
3時間	3,600
4時間	4,300
5時間	5,000
6時間	5,700
7時間	6,400
8時間	7,100
9時間	7,800
10時間	8,500
11時間	9,200
12時間	9,900
* 12時間以降も 1時間増す毎に 700円の加算となります	

*一般頸椎脊損・じん肺・感染症は基本料金の10%増しとなります。

記

- ①申し込まれて、家政婦(夫)到着後不要となった場合、往復の交通費及び3時間の料金、受付手数料及び紹介手数料を申し受けます。
- ②料金は 解雇の際又は月末に ご支給くださるようお願いいたします。
- ③交通費は 就労者宅より勤務先までの 公共交通料金を申し受けます。
(自家用車の場合は これに準じます)
- ④家政婦(夫)の自家用車は 通勤のみの個人使用となりますので、買い物・通院等の外出には他の方法をお願いします。尚その場合の料金はおお客様のご負担となります。
- ⑤求人先に於ける金品の賃借については 紹介所としては責任を持ちませんのでご了承下さい。
その他 ご不審な点がございましたら 当紹介所にご相談ください。
- ⑥以上、紹介所の印がないものは 前記料金並びに規程、領収書は無効といたします。

* 払戻金制度については ありません

八千代看護婦家政婦紹介所